

## 飛驒エアパーク管理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、飛驒エアパークの多面的活用を図るため、その使用及び管理等に関し、航空法（昭和27年法律第231号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、岐阜県財産条例（昭和39年岐阜県条例第3号）、岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例（昭和39年岐阜県条例第7号。以下「徴収条例」という。）、岐阜県公有財産規則（昭和39年岐阜県規則第48号。以下「財産規則」という。）、岐阜県庁内管理規則（昭和60年岐阜県規則第70号）その他関係法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において飛驒エアパーク（以下「エアパーク」という。）とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 農道離着陸場整備事業飛驒地区により整備した農道
- (2) 飛驒ヘリポート整備事業により整備したヘリポート

### (設置場所)

第3条 エアパークの設置場所は、岐阜県高山市丹生川町北方2635番地の7外とする。

### (管理)

第4条 知事は、エアパークの機能を確保し、航空機の運航に支障がないように点検整備しておくものとする。

### (使用期間等)

第5条 エアパークの使用期間は、通年とする。ただし、滑走路については積雪等により機能の確保が困難な期間は除くものとする。

- 2 滑走路の使用時間は、原則として日の出から日没までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

### (使用許可基準)

第6条 エアパークの使用の許可は、財産規則第15条に基づき行うものとする。

- 2 財産規則第15条第7号のその他知事が必要と認めるときは、次の各号に掲げる場合とする。
  - (1) 農産物の空輸を目的とした事業を行うとき。
  - (2) 前号の事業以外の航空機の離着陸を伴う事業（次に掲げるものを除く。）を行うとき。

- イ 公の秩序又は善良の風俗に反すると認められるもの
- ロ 遊覧飛行（国、地方公共団体又はこれらの者が構成員となっている団体が行うものを除く。）

（３）地域振興に資する各種イベントその他これに類する事業（研究開発事業を含み、次に掲げるものを除く。）を行うとき。

- イ 公の秩序又は善良の風俗に反すると認められるもの
- ロ 航空機の離着陸に支障を生じるおそれがあるもの
- ハ 車両走行を伴うものであって、複数の車両を用いた競争行為、車両を停止状態から急発進させ一定距離までに到着する時間を競う行為、車両を進行方向に対し傾けて走行させる行為その他これらに類する行為をすると認められるもの

３ 知事は、エアパークの使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

（１）次のいずれかに該当することにより使用の許可を取り消され、その取消の日から１年を経過しない者

- イ 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたこと。
- ロ 使用の許可に付した条件に違反したこと。

（２）航空法第７６条第１項各号に掲げる事故（天災その他の不可抗力によるものを除く。）を発生させた日から１年を経過しない者

（３）航空法第３０条（同法第３３条第３項、第３４条第３項、第３５条第５項及び第７８条第４項において準用する場合を含む。）の規定により、航空従事者技能証明（同法第２２条に規定する航空従事者技能証明をいう。）、航空英語能力証明（同法第３３条第１項に規定する航空英語能力証明をいう。）、計器飛行証明（同法第３４条第１項に規定する計器飛行証明をいう。）、操縦教育証明（同条第２項に規定する操縦教育証明をいう。）、同法第３５条第１項第１号の許可若しくは運航管理者技能検定（同法第７８条第１項に規定する運航管理者技能検定をいう。）を取り消され、又は航空業務の停止を命ぜられた日から１年を経過しない者

（４）航空法又は航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和４９年法律第８７号）の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者

（５）重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成２８年法律第９号）の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者

（６）禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者

（７）岐阜県暴力団排除条例（平成２２年岐阜県条例第５４号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定

する暴力団員等

(8) 法人又は人格のない社団若しくは財団であつて、その業務を行う役員のうち、前各号のいずれかに該当する者があるもの

(9) 前各号に掲げる者のほか、資力、信用及び技能が使用許可に相当であると認められない者

4 前項の規定の適用に当たっては、航空法第76条第1項各号に掲げる事故(天災その他の不可抗力によるものを除く。)を発生させた日から1年を経過した者が、当該事故に関し前項第3号、第4号又は第6号に該当することとなる場合には、これらの規定は、適用しない。

5 第3項の規定の適用に当たっては、航空法第30条(同法第33条第3項、第34条第3項、第35条第5項及び第78条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、航空従事者技能証明(同法第22条に規定する航空従事者技能証明をいう。)、航空英語能力証明(同法第33条第1項に規定する航空英語能力証明をいう。)、計器飛行証明(同法第34条第1項に規定する計器飛行証明をいう。)、操縦教育証明(同条第2項に規定する操縦教育証明をいう。)、同法第35条第1項第1号の許可若しくは運航管理者技能検定(同法第78条第1項に規定する運航管理者技能検定をいう。)を取り消され、又は航空業務の停止を命ぜられた日から1年を経過した者が、その原因となった行為に関し第3項第4号又は第6号に該当することとなる場合には、これらの規定は、適用しない。

6 知事は、エアパークの使用の許可を受け航空機の離着陸等を行おうとする者が第3項各号(第7号を除く。)のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

7 第4項及び第5項の規定は、前項の場合に準用する。

8 知事は、使用の許可にエアパークの管理上必要な条件を付すものとする。

(使用許可の申請手続)

第7条 申請者は、行政財産使用許可申請書(別記第1号様式)を、原則として使用をしようとする日の1か月前までに、知事に提出しなければならない。

2 知事は、使用の許可をしたときは、行政財産使用許可書(別記第2号様式)を申請者に交付するものとする。

(航空法の許可・承認)

第8条 第6条の使用の許可を受けた者であつてエアパークへの航空機の離着陸のために航空法第79条ただし書の国土交通大臣の許可を必要とする者は、国土交通省令の定めるところにより「飛行場外離着陸許可申請書」を国土交通大臣(大阪航空局又は大阪航空局関西空港事務所)に提出し、その許可を得なければならない。

2 第6条の使用の許可を受けた者であつて航空法第2条第22項に規定する無人航空機を飛行させる事業を行うために航空法第132条第2項第2号の国土

交通大臣の許可又は同法第132条の2第2項第2号の国土交通大臣の承認を必要とする者は、国土交通省令の定めるところにより「無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書」を国土交通大臣（大阪航空局又は大阪航空局関西空港事務所）に提出し、その許可又は承認を受けなければならない。

- 3 第6条の使用の許可を受けた者であって航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第239条の2第1項第4号に規定する模型航空機を飛行させる事業を行うために航空法第134条の3第1項ただし書の国土交通大臣の許可を必要とする者は、許可申請書を国土交通大臣（大阪航空局又は大阪航空局関西空港事務所）に提出し、その許可を受けなければならない。

#### （使用の届出）

第9条 第6条の使用の許可を受け航空機の離着陸等を行う者（以下「航空機等使用者」という。）は、エアパークの使用に際し、使用をしようとする日の3日前（岐阜県の休日定める条例（平成元年岐阜県条例第5号）第1条第1項各号に定める日を算入しない。）までに、エアパーク使用届（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の理由により使用届を提出することが困難な場合には、電話又はファクシミリによることができる。

- 2 前項の規定は、使用届の内容を変更しようとする場合について準用する。
- 3 知事は、エアパークの管理上必要があると認めるときは、前2項の規定による届出をした者に対し、当該届出の内容について変更を命ずることができる。

#### （使用許可の変更）

第10条 使用の許可の内容に変更を生じた場合には、第6条の使用の許可を受けた者は、知事に変更の申請を行い、許可を受けなければならない。

- 2 前項の変更の申請に当たっては、第6条から前条までの規定を準用する。この場合において、第7条中「使用をしようとする」とあるのは、「許可の内容を変更して使用をしようとする」と読み替えて準用する。
- 3 使用日の変更により許可を受けた使用期間を延長したい場合は、その理由が天候による場合等知事がやむを得ないと認めた場合のみ第1項の変更の申請を行うことができるものとし、その他の理由の場合には、使用期間が延長になる使用日について新たに使用許可の申請を行うものとする。

#### （使用料）

第11条 第6条（前条第2項において準用する場合を含む。第4項において同じ。）の許可を受けた者は、徴収条例第2条の規定による使用料に相当する額を使用料が確定した後に納入しなければならない。

- 2 徴収条例第2条第1項の表中知事が別に定める額は、別表に掲げるとおりとする。
- 3 知事は、第9条に規定するエアパーク使用届の使用日が終了したとき、若し

くは使用届の着陸回数を終えたとき、又は第7条に規定する行政財産使用許可を取り消したときは、速やかに実績に基づき使用料を確定する。

4 知事は、次の各号に掲げる場合には、第1項の使用料の全部又は一部を免除するものとする。

(1) 国若しくは地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体が公用若しくは公共用又は公益性があると認められる用途に供する目的で第6条の許可を受けた場合

(2) 農産物の空輸を目的とする場合

(使用の制限)

第12条 航空機使用者は、第5条第2項に規定する使用時間内で、かつ、有視界気象状態でなければ、エアパークにおいて離着陸を行ってはならない。ただし、航空機の故障等による緊急着陸等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(航空機の制限)

第13条 エアパークを使用する航空機は、航空機無線電話を装備した航空機でなければならない。ただし、適切な連絡方法を確保し、あらかじめ文書により知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

(重量制限)

第14条 航空機使用者は、最大離陸重量が5.7トンを超える航空機を使用してはならない。ただし、あらかじめ文書により知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

(飛行に当たっての留意事項等)

第15条 航空機使用者は、航空機の離着陸に当たっては、自らの責任において安全を確保するとともに、エアパークの周辺の住民に騒音等で迷惑をかけないように飛行経路に十分配慮し、知事から飛行についての指示があった場合には、その指示に従わなければならない。

(行為の禁止)

第16条 航空機使用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。ただし、第1号及び第2号に掲げるものについては、緊急事態が発生した場合又はあらかじめ文書により知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

(1) ロー・パス

(2) タッチ・アンド・ゴー

(3) その他航空機の運航の安全に支障を及ぼす離着陸

2 知事は、前項の行為が航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、エアパークの使用上やむを得ないと認められる場合でなければ、前項た

し書の許可をしてはならない。

(場周経路)

第17条 エアパークの場周経路は、別図による。

(離着陸時の安全確保)

第18条 知事は、航空機の離着陸が行われるときは、滑走路、着陸帯、誘導路における航空機の離着陸の障害となる物件等をあらかじめ排除するとともに、過走帯両端付近の二つのゲートを閉鎖施錠し、農道を閉鎖しておくものとする。

2 知事は、航空機の離着陸が行われる際に、航空機使用者以外に第6条の許可を受けた者が現にエアパークを使用しているときは、当該使用許可を受けて使用している者に対し、障害となる物件等の排除に必要な指示を行うものとする。

(農道の供用)

第19条 知事は、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時点以降に特に必要と認める場合のみ、前条のゲートを開き、農道の閉鎖を解除することができるものとする。

(1) 航空機が離陸する場合 あらかじめ設定した基準点(エアパークより5マイル離れた地点)の通過等の通報を受信した時点

(2) 航空機が着陸する場合 航空機が停止してエアパーク内の人及び車両の通行上の安全が確認できた時点

(停留等の制限)

第20条 航空機使用者は、エプロン以外の場所において航空機を停留し、又は航空機の乗員を乗降させ、若しくは貨物の積み降ろしをしてはならない。

(給油作業等の制限)

第21条 エアパークにおいて航空機の給油又は排油を行う者その他関係者は、所定の給油場で給油等を行い、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 給油装置又は排油装置が不完全な状態にある場合に当該装置を用いて給油又は排油を行うこと。

(2) 発動機が運転中又は加熱状態にある航空機に給油又は排油を行うこと。

(3) 必要な危険予防装置が講ぜられている場合を除き、乗員が航空機内にいる場合に当該航空機に給油又は排油を行うこと。

(4) 給油又は排油中の航空機の無線設備又は電気設備を操作し、その他静電火花放電を起こすおそれのある物件を使用すること。

(5) 航空機及び給油装置をそれぞれ電位零を超える地点に接地して給油を行うこと。

(入場の制限等)

第22条 知事は、管理上必要があると認めるときは、エアパーク内に入場しようとするものを制限し、又は入場した者の行為を制限することができる。

(立入の制限)

第23条 滑走路、着陸帯、誘導路、エプロンその他知事が指定する区域(以下「制限区域」という。)には、第19条により農道の閉鎖を解除する場合を除き、次の各号に掲げる者以外は、立ち入ってはならない。

- (1) 使用の許可を受けた者及び使用許可においてあらかじめ認められた者
- (2) エアパークの管理業務に携わる者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、知事が立入りを認めた者

(車両の運転等の制限)

第24条 エアパークを使用する者は、制限区域において次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、航空機のけん引、貨物の運搬、緊急時の対応等、要請に基づき知事が認める場合及び第6条の使用許可において条件を付してあらかじめ認める場合は、この限りでない。

- (1) 車両の運転
- (2) 所定の場所以外における車両の駐車、修理又は清掃

(禁止行為)

第25条 エアパーク内の制限区域において、何人も次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) あらゆる施設、航空機及び車両その他の物件をき損し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 知事の指定する場所以外にじんかい、油布又は汚物等を放置すること。
- (3) 知事の承認を受けずに危険を伴う可燃性物質等を運搬し、保管し、又は貯蔵すること。
- (4) 知事の許可を受けずに裸火を使用すること。
- (5) 知事の定める場所以外の場所で喫煙すること。
- (6) 知事の指定する場所以外の場所でその予防措置を講ぜず、かつ知事の許可なくして可燃性物質又は引火性物質を取り扱うこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、エアパークにおける秩序を乱し、又は保安の妨げとなるおそれのある行為をすること。

(禁止事項の掲示)

第26条 知事は、エアパーク内の人及び車両の通行に関わる禁止事項について、エアパークに通じる道路の入口付近において、公衆の見やすいように掲示するものとする。

(緊急事態対策)

第27条 エアパーク内又はその付近で、航空機、車両等の事故その他重大な事故が発生したときは、知事は、関係者と連携し、速やかに次の各号に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 消防署及び警察署への通報
- (2) 人命の救助
- (3) 消火作業、延焼及び爆発等の防止のための措置
- (4) 被害の拡大防止のための措置
- (5) 関係者以外の者の事故現場への立入禁止措置
- (6) 事故現場の保存
- (7) 航空機の所属する航空会社、その他緊急連絡先への通報
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事態の改善に必要な措置

2 前項に規定する通報は、次の各号に掲げる事項について電話、ファクシミリその他の迅速な連絡方法により行うものとする。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機事故の場合にあっては次に掲げる事項
  - イ 重大又は軽微の別及び事故の態様
  - ロ 事故発生の日時及び場所
  - ハ 事故機の国籍、登録記号、型式、所属及び運航主体
  - ニ 出発地及び目的地
  - ホ 機長、乗員及び同乗者の氏名
  - ヘ 事故に至る経過及び天候
- (3) 第三者被害の状況
- (4) 既に措置した事項及び予定
- (5) その他必要な事項

(制止及び退去命令)

第28条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該行為を制止し、又はエアパークから退去を命ずることができる。

- (1) 第5条、第7条から第10条まで又は第12条から第16条までの規定に違反してエアパークを使用した者
- (2) 第20条の規定に違反して航空機を停留し、又は乗員を乗降させ、若しくは貨物の積み降ろしを行った者
- (3) 第21条の規定に違反して給油作業等を行った者
- (4) 第22条又は第23条の規定に違反して、エアパーク内若しくは制限区域に立ち入った者又は制限した行為を止めない者
- (5) 第24条の規定に違反して制限区域で車両の使用行為等を行った者
- (6) 第25条の規定に違反して禁止行為を行った者

(業務日誌)



第29条 知事は、次の各号に掲げる事項を記録した業務日誌を備え付け、これを5年間保管しておくものとする。

- (1) 設備の状況
- (2) 災害、事故等があった時は、発生時刻、状況及び原因と思われる事項並びにこれに対する措置等
- (3) 航空機による使用状況
  - イ 着陸時刻
  - ロ 目的空港
  - ハ 積載貨物の品目、梱包数量及び総重量
  - ニ エアパークへの荷物の搬入時刻
  - ホ 荷送人氏名及び荷受人氏名
  - ヘ 離陸時刻
- (4) 航空機以外による使用状況
  - イ 使用内容
  - ロ 主な参加者
  - ハ 参加者数
  - ニ 使用時間
- (5) その他管理に関し必要な事項

(管理運営委託)

第30条 知事は、次の各号に掲げる管理運営に関する事実行為であって、行政処分等公権力の行使に当たらない事項を委託することができる。

- (1) 第4条に掲げるエアパークを点検整備すること。
- (2) 第18条に掲げる離着陸時の安全確保に関すること。
- (3) 第19条に掲げる農道の閉鎖を解除すること。
- (4) 第22条に掲げる入場しようとする者の制限又は入場した者の行為を制限すること。
- (5) 第23条に掲げる制限区域への立入りを制限すること。
- (6) 第24条に掲げる制限区域での車両の運転等を制限すること。
- (7) 第27条に掲げる緊急事態対策を行い、同条の事故に関して県へ通報すること並びに第28条各号に掲げる者に対して当該行為を制止し、及び退去命令を行うこと。
- (8) 第29条に掲げる業務日誌に関すること。

(適用の範囲等)

第31条 前条までの規定は、エアパークを実際に使用する期間が継続して1月を超えないものについて適用する。

2 実際に使用する期間が継続して1月を超えるものについて必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行前に、改正前の飛驒エアパーク管理要綱の規定により使用の許可を受けているときは、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 9 月 1 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 8 年 1 月 7 日から施行する。

2 この要綱による改正後の飛驒エアパーク管理要綱の規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日以後のエアパークの使用（同日前から使用を開始し、同日以後に使用を終了するものを含む。）について適用し、同日前のエアパークの使用（同日前から使用を開始し、同日以後に使用を終了するものを除く。）については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 この要綱による改正後の飛驒エアパーク管理要綱第 6 条第 3 項第 2 号の規定は、この要綱の施行の日以前に発生した事故については適用しない。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月20日から施行する。

別表（第11条第2項関係）

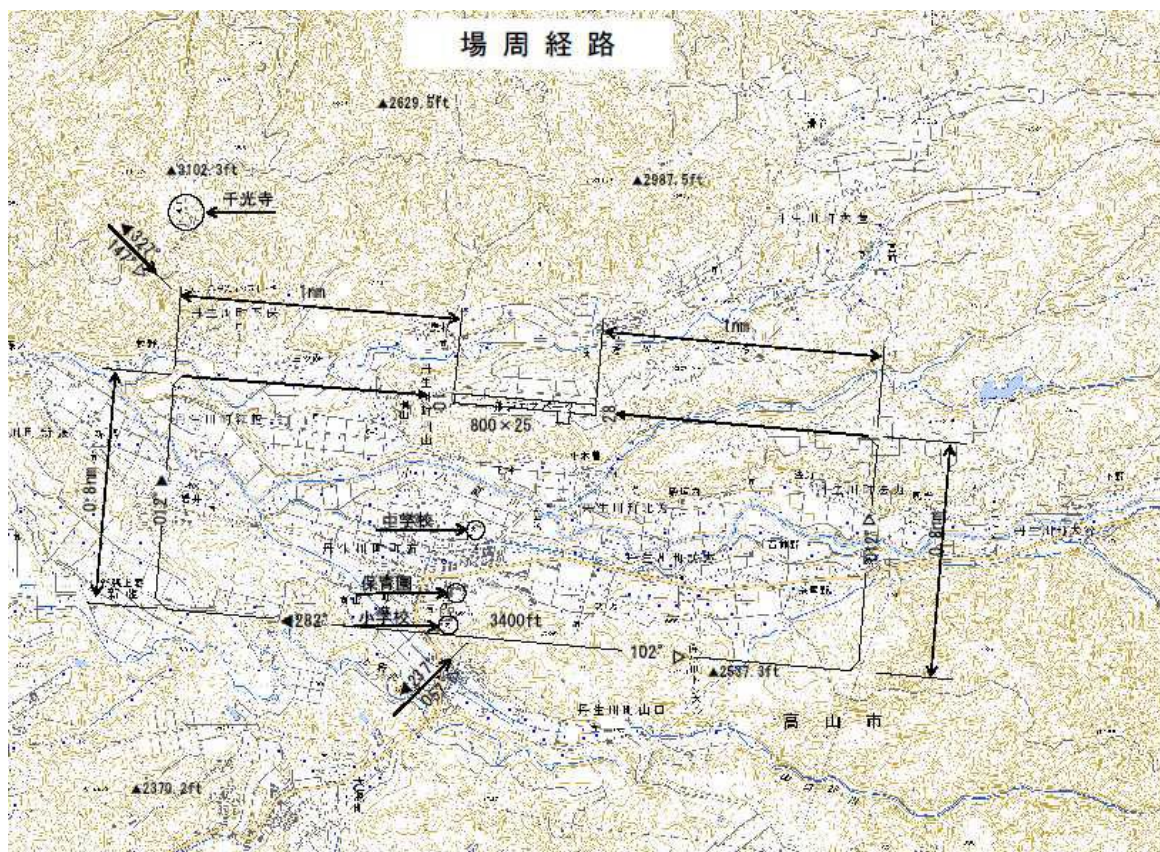
使用料（知事が別に定める額）

使用の目的	単 位	使 用 料	備 考
航空機の着陸	1 機 1 回	2,090円	
航空機の停留	1 機 1 日	3,630円	1回の停留時間が6時間以内の場合は無料とする。
その他の使用	1 日	44,550円	冬期(12月～3月)に限り4時間以内の利用の場合は22,280円とする。

注 1 停留につき、午後6時以降に着陸し翌日以降に離陸する者については、1日目の停留料も徴収するものとする。

2 使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税を含む。

別図（第17条関係）



別記第1号様式（第7条第1項関係）

行政財産使用許可申請書

年 月 日

岐阜県飛騨農林事務所長 様

申請者 住 所

氏 名

（法人又は人格のない社団若しくは  
財団にあっては、その所在地・  
名称・代表者の氏名）

次のとおり行政財産の使用の許可を受けたいので申請します。

記

- 1 行政財産の名称及び所在地  
飛騨エアパーク、岐阜県高山市丹生川町北方2635番地の7外
- 2 使用目的
- 3 使用する航空機等  
（航空機の離着陸を行う場合は、使用する航空機の型式、国籍番号、登録記号及び最大離陸重量を記載）  
（無人航空機を使用する場合は、使用する無人航空機の最大寸法、最大離陸重量、リモートIDの有無（無の場合はその理由も記載）を記載）
- 4 航空機の離着陸等を行う者  
住 所  
氏 名
- 5 使用期間及び航空機の着陸回数他  
年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）  
着陸回数 回 停留 日 その他の使用 日  
その他の使用（冬期4時間以内） 回
- 6 予定使用料  
円
- 7 工作物を設置する場合は、工作物の構造及び当該物件の復旧方法
- 8 使用許可取消しに伴う損失補償請求権に関する事項

9 その他必要な事項

(添付書類)

(1) 関係図面

(2) 誓約書(様式1)

(3) 申請者が法人である場合にあっては、法人登記簿謄本

(4) 申請者が人格のない社団若しくは財団である場合にあっては、団体の規約並びに業務を行う役員の役職名、氏名及び住所を記載した書類

(5) 航空機の離着陸を伴う事業を行う場合にあっては、次の書類

イ 使用する航空機の耐空証明書(航空法第10条第7項(同法第10条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する耐空証明書をいう。)の写し又は同法第11条第1項ただし書の許可に係る許可書の写し

ロ 航空機に乗り組んでその運航を行おうとする者の技能証明書(航空法第23条に規定する技能証明書をいう。)の写し又は同法第28条第3項の許可に係る許可書の写し

ハ 事故による損害を賠償するための保険に係る契約書の写し

(6) 航空法第2条第22項に規定する無人航空機又は航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第209条の3第1項第4号に規定する模型航空機を飛行させる事業を行う場合にあっては、事故による損害を賠償するための保険に係る契約書の写し

(7) 農産物の空輸を目的とした事業以外の事業を行う場合にあっては、次の書類

イ 事業計画書(事業の内容、事業の共催者・後援者、使用部分の範囲、対象及び人員、車両の具体的な使用方法及び使用する車両の数(車両走行を伴う場合に限る。)、制限区域に立ち入る人員、自動車等及び立入場所等(制限区域を使用する場合に限る。))その他必要な事項を明らかにすること。)

ロ 収支予算書(料金を徴収する場合に限る。)

様式 1

誓約書

申請者が次の各号のいずれにも該当しないこと及び航空機の離着陸等を行う者が第 1 号から第 5 号までのいずれにも該当しないことを誓います。

なお、誓約の内容を確認するために、貴県が岐阜県警察本部その他の関係機関に照会することについて同意します。

- 1 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 76 条第 1 項各号に掲げる事故を発生させた日から 1 年を経過しない者
- 2 航空法第 30 条（同法第 33 条第 3 項、第 34 条第 3 項、第 35 条第 5 項及び第 78 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、航空従事者技能証明（同法第 22 条に規定する航空従事者技能証明をいう。）、航空英語能力証明（同法第 33 条第 1 項に規定する航空英語能力証明をいう。）、計器飛行証明（同法第 34 条第 1 項に規定する計器飛行証明をいう。）、操縦教育証明（同条第 2 項に規定する操縦教育証明をいう。）、同法第 35 条第 1 項第 1 号の許可若しくは運航管理者技能検定（同法第 78 条第 1 項に規定する運航管理者技能検定をいう。）を取り消され、又は航空業務の停止を命ぜられた日から 1 年を経過しない者
- 3 航空法又は航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和 49 年法律第 87 号）の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過しない者
- 4 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 28 年法律第 9 号）の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過しない者
- 5 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過しない者
- 6 岐阜県暴力団排除条例（平成 22 年岐阜県条例第 54 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等
- 7 法人又は人格のない社団若しくは財団であって、その業務を行う役員のうち、前各号のいずれかに該当する者があるもの

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

(行政財産使用許可申請書に記載した者)

注意：第1号に該当する場合であって、発生した事故が天災その他の不可抗力によるものであるときは、同号を抹消して提出すること。なお、この場合においては、当該事故に係る運輸安全委員会の航空事故調査報告書の写し（航空事故調査報告書が公表されていない場合にあっては、事故の概要を記載した書類）を提出すること。



別記第2号様式（第7条第2項関係）

行政財産使用許可書

岐阜県指令 第 号

申請者 住 所

氏 名 様

年 月 日付けで申請のあった行政財産の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により、次の条件を附して許可します。

年 月 日

岐阜県飛騨農林事務所長 印

記

1 使用許可物件

所在地 岐阜県高山市丹生川町北方2635番地の7外  
名称 飛騨エアパーク  
使用部分

2 使用目的

※車両の走行を伴うものの許可にあつては、許可する車両の使用方法、使用を許可する車両の数等を明記すること。

3 使用期間及び航空機の着陸回数他

年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）  
着陸回数 回 停留 日 その他の使用 日  
その他の使用（冬期4時間以内） 回

4 使用料及び延滞金

（1）岐阜県飛騨農林事務所長（以下「所長」という。）は、上記使用期間中に提出したエアパーク使用届（別記第3号様式）の使用日が終了したとき、若しくは使用届の着陸回数を終えたとき、又は行政財産使用許可を取り消したときに、実績に基づき使用料を確定し、納入通知書を発する。

（2）使用料は、所長の発する納入通知書により指定期日までに納入しなければ

ばならない。

- (3) 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、県税の延滞金の例により計算した金額の延滞金を支払わなければならない。

#### 5 使用料の改定

所長は、経済情勢の変動、岐阜県条例の改廃、その他事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

#### 6 経費の負担等

使用許可物件の維持保存のため通常必要とする経費並びに当該物件に附帯する電話、暖房、電気、ガス及び水道等の使用料金は、使用を許可された者（以下「使用者」という。）の負担とする。

#### 7 使用上の制限

- (1) 使用許可物件は、地方自治法第238条の4第7項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用者は、常に善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。
- (2) 使用者は、県において定めた飛騨エアパーク管理要綱を遵守しなければならない。
- (3) 使用者は、使用を許可された期間中、使用許可物件を使用目的以外の用途に供してはならない。
- (4) 使用者は、使用許可物件について、修繕、模様替その他の行為をしようとするとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって所長の承認を受けなければならない。
- (5) 航空機等の離着陸以外の目的で使用の許可を受けた者は、当該使用に係る期間中に航空機等の離着陸がある場合、速やかに器材等を離着陸場以外の安全な箇所へ移動し、又は使用を中断し離着陸の妨げにならないようにしなければならない。
- (6) 車両走行を伴う使用者は、その許可を受けた数を超える車両を使用してはならない。

#### 8 転貸の禁止

使用者は、使用許可物件を他の者に転貸してはならない。

#### 9 使用の自粛

使用者は、航空法（昭和27年法律第231号）第76条第1項各号に掲げる事故（天災その他の不可抗力によるものを含む。）を発生させた場合は、使用を自粛するものとする。この場合において、使用者は、使用許可物件返還届（様式1）を所長に提出するものとする。

#### 10 使用許可の取消し又は変更

(1) 所長は、次の各号の一に該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることができる。

一 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき

二 使用者がこの許可条件に違反したとき

三 使用者が飛騨エアパーク管理要綱第6条第3項各号(第1号を除く。)の一に該当するとき

四 航空機の離着陸等を行う者が同項各号(第1号及び第7号を除く。)の一に該当するとき

五 県において使用許可物件を必要とするとき

六 天候等やむを得ない事情により、許可期間中、全く使用できなかったとき

七 積雪等により施設の機能の確保が困難なとき

(2) 使用許可の取消しが行われた場合においては、使用者は、使用許可物件に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要費及び立退料等の請求をしないものとする。ただし、所長が特に承認したときは、この限りではない。

#### 11 使用者の原状回復義務

(1) 使用許可が取り消されたとき又は使用期間が満了したときは、使用者は、自己の負担で所長の指定する期日までに使用許可物件を原状に復して返還しなければならない。ただし、所長が特に承認したときは、この限りではない。

(2) 使用者が原状回復義務を履行しないときは、所長は、使用者の負担においてこれを行うことができる。この場合において、使用者は、なんらの異議を申し立てることができない。

#### 12 使用者の損害賠償義務

(1) 使用者は、その責めに帰する事由により使用許可物件の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用許可物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、使用者が当該使用許可物件を原状回復したときは、この限りではない。

(2) 前記の場合のほか、使用者は、使用許可物件の使用により県に損害を与えたときは、所長の指示するところに従いその損害を賠償しなければならない。

#### 13 実地調査等

所長は、使用許可物件について随時に実地調査をし、又は所要の報告を求め、その維持及び使用に関し必要な指示をすることができる。

#### 14 使用終了後の報告

各種イベントその他これに類する事業の場合、使用者は、使用終了後1ヵ月以内に事業実施報告書（様式2）を所長に提出しなければならない。

#### 15 その他

この許可条件に関し疑義のあるときその他使用許可物件の使用について疑義を生じたときは、すべて所長の決定するところによるものとする。

（審査請求の教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。
  
- 2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として、（訴訟においては岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）ただし、この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式1

使用許可物件返還届

年 月 日

岐阜県飛騨農林事務所長 様

使用者 住 所

氏 名

(行政財産使用許可を受けた者)

年 月 日付け岐阜県指令 第 号による行政財産使用  
許可について、下記のとおり使用許可物件を返還したいので届け出ます。

記

1 使用許可物件

所在地 岐阜県高山市丹生川町北方2635番地の7外  
名称 飛騨エアパーク  
使用部分

2 使用目的

3 返還する部分

年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)  
着陸回数 回 停留 日 その他の使用 日  
その他の使用 (冬期4時間以内) 回

4 返還する日

年 月 日

5 復旧の方法

6 備 考

様式 2

年 月 日

岐阜県飛騨農林事務所長 様

使用者 住 所

氏 名

(行政財産使用許可を受けた者)

事 業 実 施 報 告 書

事 業 名	
共 催 者 (後援者)	
期 日 又 は 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 ( 日間)
参 集 人 員	
評 価 ・ 反 響 等	

注 料金の徴収を伴う事業については、収支決算書を添付のこと。

別記第3号様式（第9条第1項関係）

エアパーク使用届

年 月 日

岐阜県飛騨農林事務所長 様  
(飛騨エアパーク管理事務所)

届出者 住 所

氏 名

(行政財産使用許可を受けた者)

飛騨エアパーク管理要綱第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 使用目的
- 2 使用航空機（行政財産使用許可申請書に記載したものに限る。）
  - (1) 型 式 型
  - (2) 国籍記号 号
  - (3) 登録記号（届出番号） 号
  - (4) 場外離着陸許可番号

※航空法の許可・承認を受けた場合は、その許可書、承認書の写しを添付すること。

※無人航空機を使用する場合は、(3)登録記号又は届出番号のみ記載

※無人航空機を使用する場合は、登録記号通知書の写し及び登録記号を表示した機体の写真を添付すること。なお、試験飛行については、届出番号通知書の写しを添付すること。
- 3 航空機の離着陸等を行う者（行政財産使用許可申請書に記載した者に限る。）

住 所

氏 名
- 4 航空機と同乗者

住 所

氏 名
- 5 使用日時及び着陸回数他

年 月 日（午前・午後） 時 分から

年 月 日（午前・午後） 時 分まで

着陸回数 回 停留 日 その他の使用 日

その他の使用（冬期4時間以内） 回

※使用する月ごとに使用予定日の3日前(土日祝日を除く。)までに提出のこと。

-----  
使用実績確認欄

年 月 日（午前・午後） 時 分から

年 月 日（午前・午後） 時 分まで

着陸回数 回 停留 日 その他の使用 日

その他の使用（冬期 4 時間以内） 回  
上記のとおり使用実績を確認する。 年 月 日  
確認者  
飛驒エアパーク管理事務所 印